

子どもの虐待①

あなたの気づきが子どもを守ります

虐待かも…と気づいたら

相談・通告をお願いします

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が極めて深刻な人権問題になっています。

虐待による痛みしい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、出来るだけ早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもたちを守っていきましょう。

近隣の家庭の様子がおかしいと思ったら児童相談所・役場住民福祉課の担当窓口相談・通告をお願いします。

◎熊本県中央児童相談所

Tel 096-381-4451

◎高森町役場

住民福祉課 福祉係

Tel 62-1111

(内線133)



国民年金だより

第3号被保険者の届出について

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うことになります。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したとき以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。



こんなとき	被保険者種別	届出先
・ 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき ・ 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき ・ 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき ・ 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	高森町役場
・ 本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
・ 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第3号→第3号 （種別は変わりませんが届出は必要です）	第2号被保険者の勤務先
・ 本人の住所が変わったとき	——	第2号被保険者の勤務先

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 Tel 62-1111 (内線133)